

○名寄市立大学学長に対する事務委任規則

平成29年4月1日規則第18号

名寄市立大学学長に対する事務委任規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を名寄市立大学学長に委任する。

- （１） 名寄市立大学における福利厚生に係る契約の締結に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。